

令和4年度第3回あきる野市図書館協議会 会議録（抄録）

- 1 日時 令和5年2月13日（月）午後3時～3時50分
- 2 会場 あきる野市中央図書館2階会議室
- 3 出席者 委員：村岡委員、齋藤委員、伊藤委員、毛利委員
松下委員、宮崎委員、三池委員
事務局：佐藤生涯学習担当部長、細谷図書館長
清水庶務係長、宮崎中央図書館係長、古川東部図書館エル係長
君島五日市図書館係長、坂本五日市図書館主査
- 4 議事
 - (1) 第4次あきる野市子ども読書活動推進計画（案）について
 - (2) 令和5年度 図書館事業計画（案）について
 - (3) 令和5年度予算の概要について
 - (4) あきる野市図書館協議会傍聴要領に関する請願について
 - (5) あきる野市図書館運営規則の一部改正について
 - (6) その他

開会 <図書館長、議事進行>

- ・ 会議の成立についての確認
- ・ 希望者2人の傍聴を許可する。
- ・ 会議録はホームページ等で公開する。

挨拶 <議長>

<生涯学習担当部長>

資料の確認

議事（以下、議長進行）

(1) 第4次あきる野市子ども読書活動推進計画（案）について

○ 事務局説明（庶務係長）

配布資料「提出された意見の概要とそれに対する市の考え方」によりパブリックコメントの内容、「第4次あきる野市子ども読書活動推進計画（案）」により前回の会議で配付した素案からの変更点について説明した。

- ・ 令和4年12月15日から令和5年1月14日まで行ったパブリックコメントでは、3人の方から12件のご意見をいただいた。

用語の統一や意味による使い分け等、指摘いただいた点を修正、回答を記載したが、計画内容の修正は行っていないことの報告を行った。

- ・ その他に、計画（案）については、市議会福祉文教委員会や子ども読書活動推進計画検討委員会でいただいた意見を基に表紙のイラストの変更や修正した点の説明、資料編と関係部署等の読書活動事例紹介を追加したことの説明を行った。

○ 質疑

委員 配布資料「提出された意見の概要とそれに対する市の考え方」の項目の中で「学校司書」という文言が削除されているが、何か理由があるのか？

できれば学校図書館補助員（学校司書を含む）を加えてもらいたい。

事務局 関係部署の意向として「学校司書」という文言は、入れないでもらいたいという話があった。

委員 「学校司書」は、2015年4月に学校図書館法の中で法整備されているとともに、将来的な学校図書館の運営改善や向上を図ること等を目的として位置付けられている。このことを踏まえて文言に加えてもらいたい。

事務局 この計画が5年毎に見直しがあることを想定した上で、今回は削除依頼があったのかどうか真意がわからないので、そのあたりも含めて関係部署に確認をする。

議長 本件について、検討委員会から市長へ答申することについて、異議はないか。

（委員から「異議なし」の発言あり）

議長 本件について承認とする。

(2) 令和5年度 図書館事業計画（案）について

○ 事務局説明（庶務係長）

配布資料「令和5年度 図書館事業計画（案）」に沿って説明した。

- ・ 「重点事業」については、予算事業等に合わせて修正している。
- ・ 「子ども読書活動の推進」については、令和5年度から第4次計画に移行するため、それに合わせた内容となっている。
- ・ 「主催事業」については、令和4年度まで行ってきた事業をベースに若干の事業を組み合わせ開催回数を増やす、または事業を行う館を増やす計画となっている。

- ・ 「関連施設」については、各館で令和5年度に行う修繕等の説明を行った。
- ・ 事業計画については、日程のみ変更する場合がある旨の説明も行った。

○ 質疑

委員 10ページのレファレンス講座（初級）の実施についてだが、現在、全国の図書館では、一般利用者が活用できる、データベースの使い方講座等が展開されていることから、市としても中級レベルでの講座を実施してもよいと思う。

事務局 レファレンスの一環として利用者教育は必要であることは認識しているが利用者のほとんどが、図書資料等の調べ方等を理解出来ていない状況である。このことから、利用者の裾野を広げられるような事業展開を行うため、初級講座を実施し、利用者の支援を行っていききたい。

議長 本件について、図書館事業計画（案）について承認することで、異議はないか。

（委員から「異議なし」の発言あり）

議長 本件について承認とする。

(3) 令和5年度予算の概要について

○ 事務局説明（庶務係長）

資料2「令和5年度予算の概要について」に沿って説明した。

- ・ 令和5年度の図書館関係の当初予算の合計は、209,891,000円で、令和4年度と比較し1,221,000円の増額となった。
- ・ 主な増減理由は、全館共通で会計年度任用職員報酬の単価改定とそれに伴う期末手当支給額及び社会保険料等の変更及び中央図書館については、図書館システムリプレースに伴う借上料の増額である。
減額理由は、令和4年度は大規模な工事・修繕があったが、令和5年度は予定されていないためである。

○ 質疑

委員 市全体の税収は上がっているのか。

事務局 現時点では、予算については内示の段階であるため、市全体の税収については図書館では把握していない。

委員 具体的に内示の段階とはどういう状況なのか？

事務局 各部署から提出した予算要求に対して査定された積算額を精査し、3月議会で承認を得た後に予算が決まるが、現在、議会の承認を得る前の段階であることから内示額として提示されている。

(4) あきる野市図書館協議会傍聴要領に関する請願について

○ 事務局説明（図書館長）

配布資料「あきる野市図書館協議会傍聴要領に関する請願」等を説明した。

- ・ 請願の要旨は、「あきる野市教育委員会傍聴規則」及び「あきる野市社会教育委員の会議の運営等に関する要綱」と同一内容の規定とすることを要望されている。

図書館協議会傍聴要領との異なる条項として、本協議会傍聴要領第3条の非公開とできる基準第1号、第7条の傍聴者の定員及び第9条の傍聴者の遵守事

項第9号が挙げられている。

それぞれについて規定した理由の説明を行った。

○ 質疑

委員 傍聴人の定員については、教育委員会等の規定と整合性が図れるように検討した方がよいと思う。また、教育委員会の会議規則では議事録の規定が定められているので、この点も含めて検討してもらいたい。

委員 協議会は、図書館奉仕について諮問されるものであり、そのあり方は市図書館が決めるものではないか。

委員 傍聴者の定員は、会議室のスペースに余裕があれば、増やしても問題ないと思う。

事務局 委員からの意見を踏まえ、法務担当にも確認した上、方向性等をまとめ次回報告する。

(5) あきる野市図書館運営規則の一部改正について

○ 事務局説明（中央図書館係長）

配布資料「あきる野市図書館運営規則」に沿って説明した。

- ・ 市内の子どもたちの読書活動を推進するためにも市内の幼稚園、保育所等に通う園児で、西多摩地区及び八王子市、昭島市以外の自治体に居住している子どもも利用者登録ができるよう規則改正を行う旨の説明を行った。

○ 質疑

委員 第3条の3号で「市内の学校、幼稚園、保育所に勤務する者」と明記されているが、4号の条項で「市内の学校に在学」と学校という文言が重なっており、わかりにくいので整合性を図る上で文言の整理をした方が良いのではないか。

事務局 第3条第4号の「市内の学校に在学する者」という規定を「市内の幼稚園、保育所に在園する者」として読み替えることができないので、条文を「市内の学校、在学または市内の幼稚園、保育園に在籍する者」という文言に修正し、改正を行っていきたいと考えている。

議長 本件の、あきる野市図書館運営規則の一部改正については、承認することで、異議はないか。
(委員から「異議なし」の発言あり)

議長 本件について承認とする。

(6) その他

議長 他に何かあるか。

委員 最近、無差別のコンピューターウイルスにより、他県の図書館では被害を受けている。このことを踏まえて、どのような対策を講じられているのか。

事務局 市の図書館システムのネットワークは、専用回線を使用しており外部からのアクセスができないようになっている。また、サーバーについても業務用とインターネット用に分けて運営していることで外部からの影響は受けないシステ

ムとなっている。

さらに、利用者が使う情報検索やデータベースの端末は、別のネットワークを構築していることや、セキュリティソフトを導入しながら、安全な図書館運用に心掛けている。

議 長 他にないようなので、議事は以上で終了とする。

<以下、図書館長進行>

次回の図書館協議会の開催予定は未定。詳細は後日お知らせする。

閉会